

県内関係病院 管理者 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

病床確保料の補助対象となる感染拡大期の「段階」等について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、次のとおり段階を適用しますので通知します。

1 段階

「病床確保料の補助対象となる感染拡大期の「段階」等について（通知）」（令和5年10月11日付け医危第3665号通知）において、病床確保料の取扱いは国の経過措置^{（※1）}により引き続き「段階Ⅰ」としていましたが、国の経過措置期間が10月1日から31日までのため、令和5年11月1日からの病床確保料の取扱いは「段階Ⅰ」を適用いたします。

なお、県内の在院者数の動向により、今後段階を変更する場合はその都度通知^{（※2）}します。

※1 参考資料 令和5年9月15日付け厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の15頁下段をご確認ください。

※2 下記の県ウェブサイトでも、掲載いたしますのでご確認ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/byousyokakuho_dankai.html

2 病床確保料対象病床

県内すべての病院において病床確保料の対象病床はありません。

病床確保料は交付されませんが、「令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の病床について（通知）」（令和5年9月26日付け医危第3525号通知）で示したコロナ病床及びその他の病床により、引き続きコロナ患者の入院受入れをお願いいたします。

3 G-MISの入力

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日時調査の項目である「即応病床数」は、「0床」で御入力いただきますようお願いいたします。

医療機関等情報支援システム（G-MIS）の日時調査の回答方法の詳細は、添付資料「医療機関等情報支援システム（G-MIS）の『日時調査』項目の補足説明」を御確認ください。

問合せ先

（段階、配分病床数及びG-MISに関すること）

感染症対策企画グループ 医療機関調整班

電話 045-285-0715

メール iryouhousei.x3dn@pref.kanagawa.lg.jp

（病床確保料の補助に関すること）

管理グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

メール:iryokiki.byoushou.84xv@pref.kanagawa.lg.